

歯科専門職の資質向上検討会報告書(概要)(案)

—歯科医師臨床研修制度のさらなる充実にむけて—

資料1-2

背景

- 歯科医師臨床研修制度は、歯科医師の基本的な診療能力の修得のため、平成18年度に必修化された。
- 前回の制度見直し(歯科医師臨床研修施設の指定要件等：平成23年度研修より適用)において、5年以内に必要な措置を講ずるものとなっていたこと等を踏まえ、さらなる臨床研修の質の向上等の観点から、制度を全体的に検討し、必要な見直しを行ったもの。
※今回の制度見直しの施行後5年以内に所要の検討を加え、必要な措置を講ずる。

見直しの概要

【課題】

研修プログラム

・到達目標の達成に必要な症例数や研修実施体制等をより明確化する必要がある。

・超高齢社会に対応できる歯科医師を育成する必要がある。

・臨床研修の修了認定の際に、修了基準や評価方法をより明確化する必要がある。

臨床研修施設群の構成

・研修プログラムの質の担保の観点から、複数年連続して研修歯科医を受け入れていない臨床研修施設の指定の取消し等について検討する必要がある。

指導・管理体制

・指導歯科医は指導歯科医講習会を繰り返し受講する等、引き続き研さんを積む必要がある。

【見直しの方向】

〈到達目標、必要な症例数〉

- 研修管理委員会は、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数、研修内容、実施体制等を具体的に研修プログラムに明記する。
- 研修管理委員会は、超高齢社会に対応できる歯科医師を育成するため、「歯科医師臨床研修の到達目標」に規定されている歯科訪問診療等に関する項目について、原則として、研修歯科医が体験できるような研修プログラムを作成すべきである。

〈評価方法〉

- 研修管理委員会は、修了判定の評価を行う際の項目や基準等を研修プログラムに明記することとし、あわせて、当該研修プログラムを修了した者が1年間で経験した平均症例数や研修プログラムに明記された目標症例数を達成した者の割合等の実績を報告することとする。

〈臨床研修施設の指定及び取消し〉

- 単独型・管理型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、厚生労働大臣は、研修管理委員会の意見等を総合的に勘案し、医道審議会に諮った上で、原則、指定の取消しを行う。
- 協力型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、臨床研修プログラムの質の担保の観点から、研修管理委員会は、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案し、原則、臨床研修施設群からの削除を行う。なお、協力型臨床研修施設のみに指定されている臨床研修施設が、すべての臨床研修施設群から削除された際は、厚生労働大臣は、指定の取消しを行う。

〈指導歯科医〉

- 指導歯科医講習会の開催指針、実施方法及び受講方法等について、制度見直し後の臨床研修の開始に合わせて、別途検討の場を設け、見直すこととする。